

# 総合評価落札方式における賃上げを実施する企業に対する加点措置

## 従業員への賃金引上げ計画の表明書の記載にあたっての留意点

**暦年で表明する場合**  
令和4年に契約予定の案件については令和4年で、令和5年に契約予定の案件については令和5年で表明をお願いします

**事業年度で表明する場合**  
令和4年度契約予定の案件については令和4年4月以降の最初の各企業の事業年度で賃上げの表明をお願いします

別添-3の2  
中小企業等用

従業員への賃金引上げ計画の表明書

当社は、〇年度(令和〇年〇月〇日から令和〇年〇月〇日までの当事業年度)(又は〇年)において、給与総額を対前年度(又は対前年)増加率〇%以上とする

ことを

表明いたします。

従業員と合意したことを表明いたします。

状況に応じいずれかを選択\*

令和 年 月 日

株式会社〇〇〇〇

(法人番号を記載)

(住所を記載)

代表者氏名 〇〇 〇〇

※本表明書をもって初めて従業員に賃上げを表明する場合は上段を、本表明書以外のところで従業員に賃上げを表明している場合は下段を選択してください

**従業員に対しどのような方法で賃金の引上げを表明したか具体的に記載してください**

上記の内容について、我々従業員は、令和〇年〇月〇日に、〇〇〇〇という方法によって、代表者より表明を受けました。

令和 年 月 日

株式会社〇〇〇〇

従業員代表

給与又は経理担当者

氏名 〇〇 〇〇 印

氏名 〇〇 〇〇 印

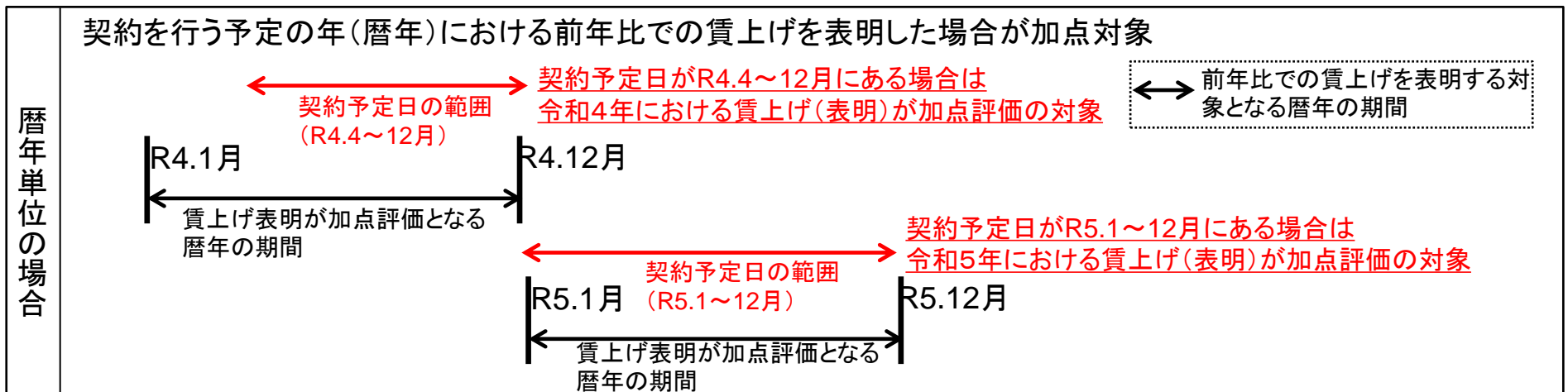
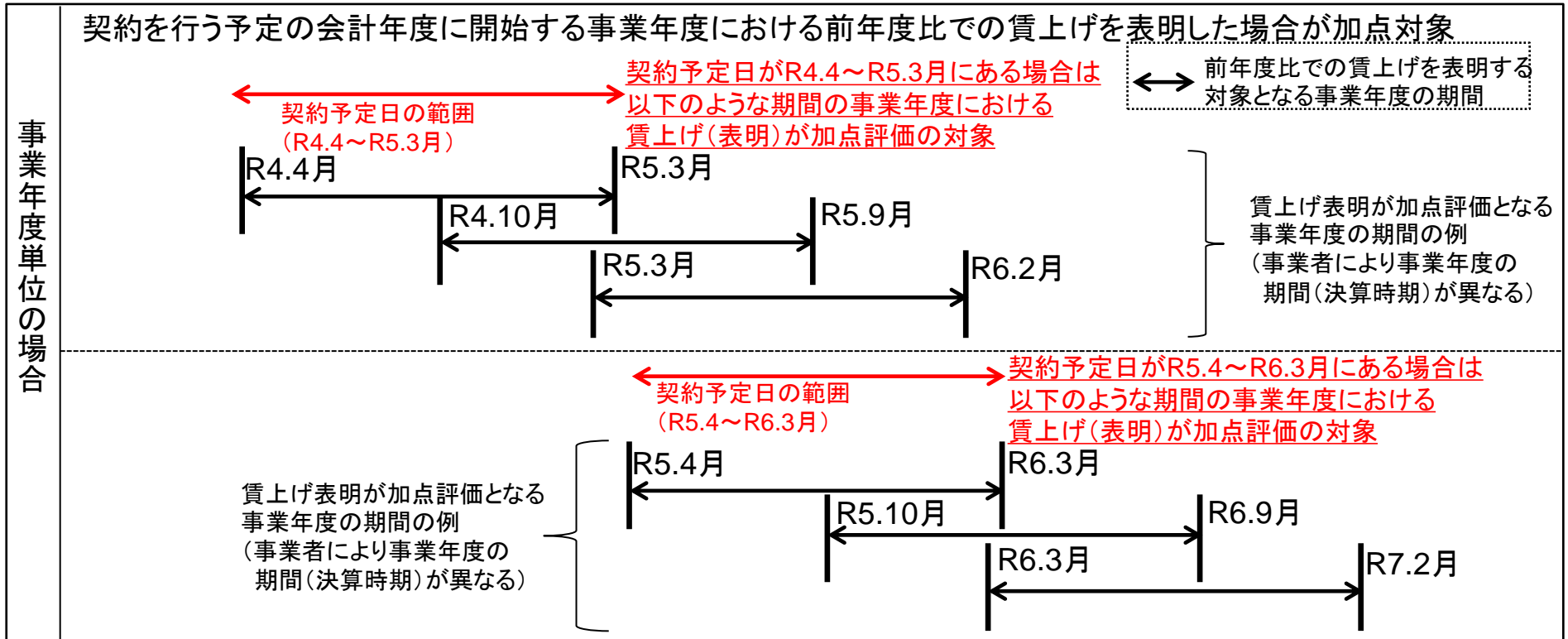
(留意事項)

1. 事業年度により賃上げを表明した場合には、当該事業年度及びその前年度の「法人事業概況説明書」を当該事業年度終了月の翌々月末までに関東地方整備局総務部契約課調査係に提出してください。ただし、法人税法(昭和40年法律第34号)第75条の2の規定により申告書の提出期限の延長がなされた場合には、関東地方整備局総務部契約課調査係への提出期限を同条の規定により延長された期限と同じ期限に延長するものとします。  
なお、法人事業概況説明書を作成しない者においては、税務申告のために作成する類似の書類(事業活動収支計算書)等の賃金支払額を確認できる書類を提出してください。
2. 暦年により賃上げを表明した場合には、当該年及びその前年の「給与所得の源泉徴収票等の法定調査合計表」を翌年の1月末までに関東地方整備局総務部契約課調査係に提出してください。
3. 上記1又は2による確認において表明書に記載した賃上げを実行していない場合若しくは本制度の趣旨を意図的に逸脱していると判断された場合又は上記確認書類を期限までに提出しない場合においては、当該事実判明後の総合評価落札方式による入札に参加する場合、技術点又は加算点を減点するものとします。
4. 上記3.による減点措置については、減点措置開始日から1年間に入札公告が行われる調達に参加する場合に行われることとなります。ただし、減点事由の判明の時期により減点措置開始時期が異なることとなるため、減点措置開始時に当該事由を確認した関東地方整備局総務部契約課により適宜の方法で通知するものとします。
5. 表明書の従業員代表、給与又は経理担当者(以下、従業員代表等)については特定の立場・役職等により制約するものではなく、提出者の実情に応じて選出していただくことで構いません。なお、従業員代表等の押印がない場合は加点対象となりません。表明書の提出は、押印した書類の写しとします。

【※本表明書については、従業員代表及び給与又は経理担当者が押印した書類の写しの提出とする。】

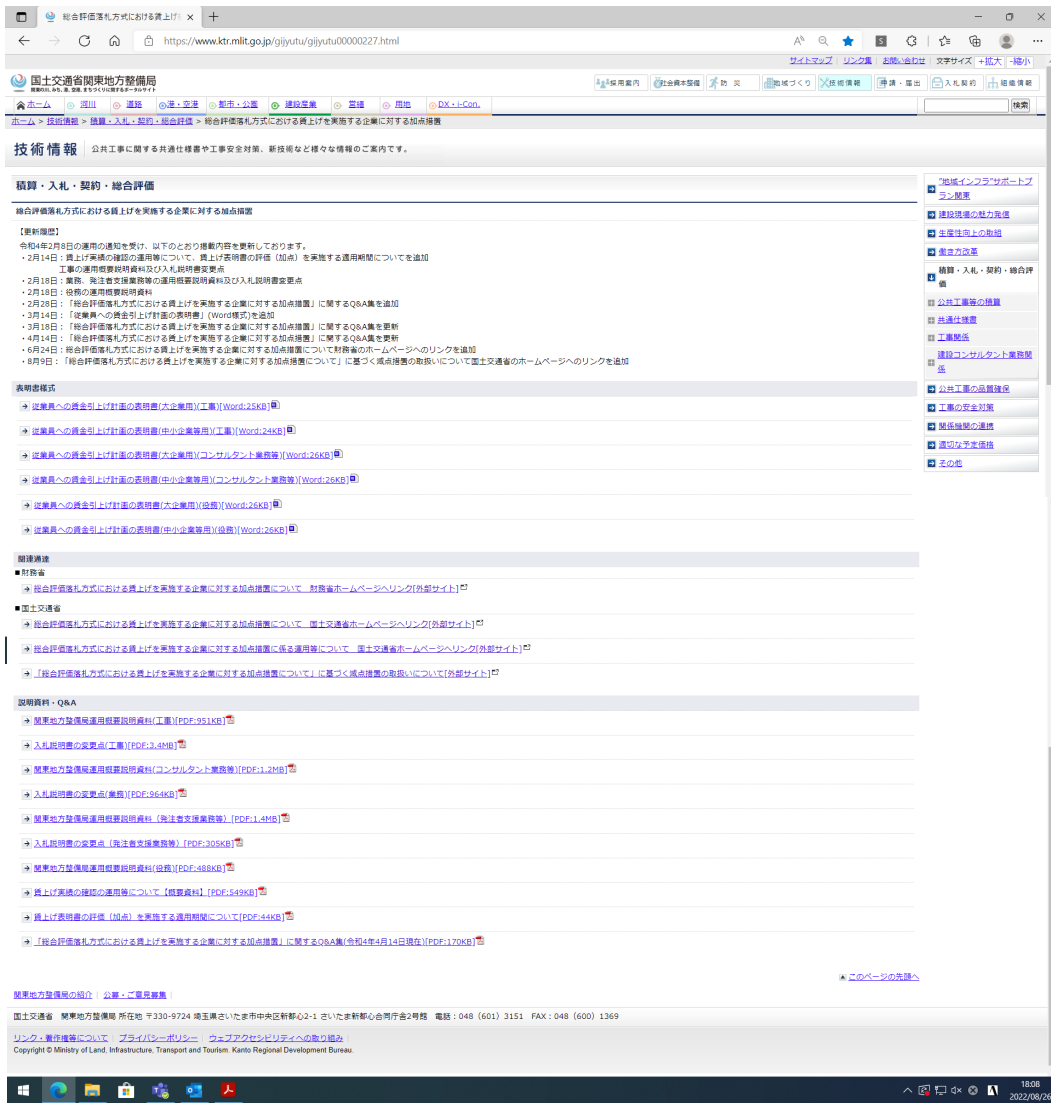
【※本表明書と併せて直近の事業年度の「法人税申告書別表1」を提出すること。(提出がない場合は加点しない)なお、「中小企業等」とは、法人税法第66条第2項又は第3項に該当する者のことをいう。ただし、同条第6項に該当するものは除く。】

# 賃上げ表明書の評価(加点)を実施する適用期間について



# 総合評価落札方式における賃上げを実施する企業に対する加点措置

- 総合評価落札方式における賃上げを実施する企業に対する加点措置に関する関東地方整備局のHP
- <https://www.ktr.mlit.go.jp/gijyutu/gijyutu00000227.html>



HPには本省の通達や提出様式、整備局の説明資料、Q&A等を掲載しております。  
HPをご覧になり、不明な点や疑問点がございましたら  
関東地方整備局企画部技術調査課まで連絡をお願いします。  
TEL048-600-1332